

令和7年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第4回定例会会議録目次

第1号（12月19日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員（10人）	1
欠席議員（なし）	1
説明員出席者	2
議会局職員出席者	2
開 会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第15号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正することについて	3
議案第16号 秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の議員等の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて	3
議案第17号 令和7年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第2号）を定めることについて	3
一般質問	9
1番 大塚 毅議員	
質問内容 1 リチウムイオン電池の処理等について	9
7番 越水崇史議員	
質問内容 1 はだのクリーンセンターの安定稼働に向けた取組について	14
閉 会	18
署名議員	19

令和7年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第4回定例会会議録

議事日程

令和7年12月19日（金）午前9時30分

秦野市議会議場

第1 会期の決定

第2 議案第15号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正することについて

第3 議案第16号 秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の議員等の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて

第4 議案第17号 令和7年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第2号）を定めることについて

第5 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第5 議事日程に同じ

出席議員（10人）

1番	大塚毅	2番	桑原昌之
3番	中村知也	4番	小山田良弘
5番	横山むらさき	6番	川添康大
7番	越水崇史	8番	米谷政久
9番	山田昌紀	10番	小菅基司

欠席議員（なし）

説明員出席者

組 合 長	高 橋 昌 和	秦 野 市 環 境 産 業 部 長	岩 渕 哲 朗
副 組 合 長	萩 原 鉄 也	伊 勢 原 市 経 済 環 境 部 長	大 町 徹
事 務 局 長	内 海 元	秦 野 市 参 事 (兼) 環 境 資 源 対 策 長	鈴 木 大 二 郎
(総務課) 参事(兼)総務課長	大 庭 孝 浩		
庶 務 班 主 幹	高 橋 淳	伊 勢 原 市 清 掃 リ サ イ ク ル 長	神 崎 速 夫
(施設課) 施 設 課 長	小 金 井 瑞 樹		
はだのクリーン セ ン タ ー 設 備 担 当 課 長	吉 江 正 範		
計 画 管 理 班 技 幹	奥 原 深 志		
(工場) 工 場 長	遠 藤 知 成		
不 燃 ・ 粗 大 施 設 再 整 備 担 当 課 長	関 原 孝 雄		
施 設 管 理 班 主 幹	今 井 裕 之		
不 燃 ・ 粗 大 施 設 再 整 備 班 技 幹	安 齊 達 也		

議会局職員出席者

議 会 局 長	齋 藤 雄 一
議 事 政 策 課 参 事 (兼) 課 長	上 條 秀 香
課 長 代 理 当 (議 事 担 当)	坂 本 正 之
議 事 担 当 主	橋 本 茜

午前10時11分 開 会

○小菅基司議長 これより令和7年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第4回定例会を開会いたします。
本日の議事日程は、タブレット端末に掲載した日程のとおりであります。直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○小菅基司議長 会議録署名議員の指名を行います。

この定例会の会議録署名議員は、会議規則第90条の規定に基づき、議長において小山田良弘議員、横山むらさき議員を指名いたします。

日程第1 会期の決定

○小菅基司議長 次に、日程第1 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2 議案第15号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正することについて

～

日程第4 議案第17号 令和7年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第2号）を定めることについて

○小菅基司議長 次に、日程第2 「議案第15号・秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」から日程第4 「議案第17号・令和7年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第2号）を定めることについて」まで、以上の3件を一括して議題といたします。

組合長から提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔組合長登壇〕

○高橋昌和組合長 本定例会に提出した諸案件について説明いたします。

提出案件は、条例の一部改正が2件、補正予算が1件の合わせて3件です。

初めに、「議案第15号・秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」を説明いたします。

本案は、人事院勧告等を踏まえ、本組合職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給率並びに交通用具の使用に係る通勤手当の上限額を引き上げるため、改正するものです。

なお、本条例の施行日は公布の日からとし、給料月額及び交通用具の使用に係る通勤手当の上限額の引上げについては本年4月1日から、期末手当及び勤勉手当の支給率の引上げについては本年12月1日からの適用といたします。

次に、「議案第16号・秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の議員等の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて」を説明いたします。

本案は、附属機関の委員等について、秦野市に準じて報酬額を見直し、一部を引き上げるため、改正するものです。

なお、本条例の施行日は、令和8年4月1日といたします。

次に、「議案第17号・令和7年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第2号）を定めることについて」を説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ5,470万3,000円を追加するとともに、継続費を設定するものです。補正する歳出のうち、まず職員給与費をはじめとする人件費について説明いたします。先ほど御説明した議案第15号の条例改正による増額を反映させたほか、当初予算編成後の職員の減員及び人事異動等に伴う科目間の増減などにより、組合会計全体で職員給与費を504万5,000円減額するものです。

また、議会費の報酬では、組合議員の改選に伴う正副議長の欠員期間が生じたことから、6,000円を減額するものです。

次に、職員給与費以外の補正内容について、補正予算に関する説明書に沿って説明いたします。

まず、総務費の基金に関する3つの事業について、積立財源である利子収入のほか、施設整備基金の原資である火葬残骨灰売渡料及び減債基金の原資であるクリーンセンター売電収入が増収となることから、予算現額を上回る積立てが生じる見込みです。そのため、施設整備基金積立金に328万9,000円、減債基金積立金に3,876万5,000円、職員退職給与準備基金積立金に6万9,000円を追加するものです。

次に、衛生費の粗大ごみ処理施設整備事業費では、伊勢原清掃工場の粗大ごみ処理施設について、昨年度実施した耐震診断の結果を受けて着手した耐震設計等業務により、耐震工事と施工監理の費用が算出されましたので、令和8年度までの2か年で総事業費4,763万円の継続費を設定し、令和7年度分として1,763万1,000円を追加するものです。

以上が歳出予算の補正内容ですが、その財源については、財産収入、繰入金、繰越金及び諸収入により、収支の均衡を図りました。これにより、本組合会計の歳入歳出予算の総額は28億9,770万3,000円となります。

以上で、本定例会に提出した案件の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申

し上げます。

〔組合長降壇〕

○小菅基司議長 提案理由の説明は終わりました。

これより審議に入るのですが、議事の整理上、区分して行います。

日程第2 議案第15号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例
の一部を改正することについて

○小菅基司議長 まず、日程第2 「議案第15号・秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 討論なしと認めます。

議案第15号を採決いたします。

議案第15号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小菅基司議長 賛成全員であります。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第16号 秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の議員等の議員報酬
等に関する条例の一部を改正することについて

○小菅基司議長 次に、日程第3 「議案第16号・秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の議員等の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 討論なしと認めます。

議案第16号を採決いたします。

議案第16号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○小菅基司議長 賛成全員であります。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第17号 令和7年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算
(第2号)を定めることについて

○小菅基司議長 次に、日程第4 「議案第17号・令和7年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算(第2号)を定めることについて」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

通告がございます。

小山田良弘議員。

[小山田良弘議員登壇]

○4番小山田良弘議員 それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

「議案第17号・令和7年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算(第2号)を定めることについて」でございます。そのうちの伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設の耐震工事についての補正予算が計上されておりますが、耐震工事について3点ほどお伺いしたいと思います。

まず1点目は、粗大ごみ処理施設は、手選別・圧縮処理施設が昭和47年の建築、さらに破砕処理施設が昭和54年の建築で、ほぼ50年が経過をするような施設でございます。鉄骨造の平家建てで風雨にさらされている状況ですので、さび止めなどの適切なメンテナンスをしなければ、腐食により建物の寿命を迎えてもおかしくない状況であるのではないかと思います。令和6年度に耐震診断を行っていますが、構造耐震指標であるI s値はどうだったのでしょうか。現在予定している耐震工事により、そのI s値はどのように改善をされるのでしょうか。

また、耐震改修後、何年くらい使う予定なのかお伺いしたいと思います。

次に、2点目ですが、今回の耐震補強工事により施設の延命化が図られることになるわけですが、耐震工事についての地元への情報提供はどのようにされたのでしょうか。

最後に、3点目ですが、今回の耐震工事により建物本体の延命化はできますが、電気ですとか、あるいは機械設備についてはどのようになるのでしょうか。これまでの維持管理の状況等も含めて御答弁をお願いしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。御答弁いただきますよう、よろしくお願いたします。

[小山田良弘議員降壇]

○小菅基司議長 工場長。

○遠藤知成工場長 それでは、小山田議員の御質問にお答えいたします。

御質問は、令和7年度補正予算において継続費設定する伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設の耐震工

事について、3点ございました。1点目は、耐震工事前後におけるI s値はどのように改善されるかとのことです。

まず、I s値について御説明いたします。この数値は、建物の耐震性能を評価するための指標で、地震に対する建物の強度を考慮して算出されております。国土交通省の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針によると、震度6から7程度の規模の地震に対し、I s値が0.6以上であれば倒壊または崩壊する危険性が低いとされているため、この数値を基準に耐震設計を行いました。粗大ごみ処理施設の耐震工事が必要な箇所については、不燃ごみから不適物の除去や鉄類等を手作業で選別する昭和47年竣工の手選別・圧縮施設及び選別後の不燃ごみと不燃性の粗大ごみを破砕する昭和54年竣工の破砕処理施設の2か所が該当しております。I s値は、同施設の南北方向をX、これに対し東西方向をYとし、それぞれ算出しております。現在の数値は、手選別・圧縮施設は、X方向が0.045、Y方向が0.39と0.6未満ですが、耐震工事後は0.66と0.62に、また破砕処理施設については、X方向0.17、Y方向0.29となっておりますが、工事後は0.61と0.96となり、耐震工事後は全てのI s値が0.6以上となり、震度6から7程度の地震が発生しても、倒壊、崩壊する危険性が低いこととなります。

また、耐震工事後は、どのくらいの期間施設を使用していくのかとのことですが、現在、伊勢原市とともに、不燃・粗大ごみ処理施設の再整備事業を進めておりますが、この事業による新たな施設が稼働するまでは既存の施設でごみ処理を行っていくこととなるため、少なくとも10年は使用することとなります。

次に、2点目、耐震工事に係る地元への情報提供はどのように行われたのかについてです。栗原自治会長及び栗原対策委員長へは耐震工事を実施することについてお伝えしておりますが、耐震工事に関する車両の通行や工事内容のほか、工事の一定期間、不燃・粗大ごみを圏域外へ搬出することなどの具体的な情報につきましては、伊勢原清掃工場の周辺自治会へ来年1月から2月頃までに説明や回覧を行うことを考えております。また、工事着手後は、適宜、進捗状況の報告を行っていきたいと考えています。

最後に、3点目は、耐震工事により建物本体の延命化は図られるが、電気設備や機械設備についてはどのようになるのか及びこれまでの維持管理についてです。この耐震工事により、建物本体は大規模地震に対する強度が見込まれることとなりますが、電気設備や機械設備については、新たな施設が稼働するまで既存の状態で使用することとなります。また、建物本体の工事箇所によっては、補強内容や工事スペースの都合上、耐震工事の支障となるため、これらの設備を一時的に移設することとなります。この移設に伴い、これら設備は耐震強度を考慮したボルト固定を行うとともに、不具合等を見つけた場合は、劣化状況やごみ処理への影響等を踏まえ、修繕の実施について検討いたします。

次に、これまでの維持管理につきましては、伊勢原清掃工場粗大ごみ施設維持管理計画に基づく計画的な修繕整備を実施しており、予防保全に万全を期しております。なお、耐震工事に当たりまして

は、不燃・粗大ごみの処理に影響のないよう、安全かつ円滑に進めてまいります。

以上となります。

○小菅基司議長 小山田良弘議員。

○4番小山田良弘議員 御丁寧な御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に入らせていただきます。まず、I s 値の関係なのですが、南北方向のX軸が0.6以上なければいけないところ、手選別・圧縮施設については0.045ということで、今、北海道、東北のほうで地震が起きたりしておりますが、もしかしたらああいう規模の地震が起きたときに倒壊した可能性があるのかなと驚いております。今から言ってもしょうがないので、一刻も早く安全な建物になるように工事のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、少なくとも10年は使うという御答弁でございました。再整備による新たな施設を造るのに大体10年ぐらいかかるだろうということですが、まずその10年の根拠というか、めどというか、その辺についてはどのようにお考えですか。

○小菅基司議長 工場長。

○遠藤知成工場長 10年の根拠につきましては、まず候補地が決まった時点で、整備事業に係る事前調整や事業方針の検討、基本設計などを行います。こちらに4年、環境影響調査や都市計画の決定などに3年、実際の建設工事等に3年かかる予定でおります。ですので、施設稼働までに10年かかると考えております。

以上です。

○小菅基司議長 小山田良弘議員。

○4番小山田良弘議員 ありがとうございました。今のスケジュールというのは、あくまでも最短ということですね。ですので、それがもう少し長くなる可能性が多分にあるのかなと感覚的には思ひますので、その辺3番目に質問いたしました電気とか機械設備の維持管理も関係するのですけれども、不具合がないようにしっかりと維持管理についても行っていただければなと思ひます。

それと、工事期間中に不燃ごみ、粗大ごみを圏域外に搬出するというところで、先ほど議員連絡会の際の資料でもありましたが、来年の7月から9月ですか、ここで圏域外に搬出をするというところなのですが、搬出の大体の量と、さらにはどの辺に搬出をして処分をしていただく予定なのかをお聞かせいただきたいと思ひます。

○小菅基司議長 工場長。

○遠藤知成工場長 耐震工事期間中のうち、令和8年7月から9月までの間は機器設備の稼働を停止するため、不燃・粗大ごみの通常処理ができなくなります。そのため、圏域外施設への搬出を予定しておりますが、現段階では近隣自治体の平塚市を想定しており、受入れ可能量や搬出方法などの詳細な調整を行っているところですが、量といたしましては3か月で450トン搬出する予定としております。

以上です。

○小菅基司議長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 討論なしと認めます。

議案第17号を採決いたします。

議案第17号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小菅基司議長 賛成全員であります。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第5 一般質問

○小菅基司議長 次に、日程第5 「一般質問」を行います。

一般質問は、発言通告一覧表に従い、順次質問を行います。

大塚毅議員。

〔大塚 毅議員登壇〕

○1番大塚 毅議員 皆様、改めまして、おはようございます。秦野市選出の大塚毅と申します。小菅議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

近年、スマートフォンなどの普及が急速に進んだことから、廃棄されるリチウムイオン電池の量も増加していると考えられます。こうした充電式の小型電池は、何度も繰り返し使えるため、利便性が非常に高い一方で、火災の原因になることも多く、新聞等でその被害が頻繁に報じられています。特に廃棄された電池が集積されるごみ処理施設においては、事業継続に関わる危機的な事態に陥ることも少なくないようです。大規模な火災の発生で長期間の稼働停止を余儀なくされ、復旧に膨大な経費を要した事例もあります。人的、物的被害はもとより、社会インフラとしてのごみ処理施設が機能を喪失する場合がありますので、市民生活に大きな影響を及ぼす重大な脅威と考えます。そのため、本組合が掲げる安全、安心な施設運営を継続する上で、両市とともに重点的な対策を講じる必要があります。

このように、社会的な関心が高いリチウムイオン電池については、この組合議会でも度々話題に上がっており、6月の組合議会でも話題になりました。そして、12月の伊勢原市議会の一般質問でも話題に上がっております。そのような中、本組合としては、伊勢原清掃工場に消火設備を新設するなど、ハード対策に力を入れてきたことは承知しております。しかしながら、万一の事態を防ぐためには、

秦野、伊勢原両市民に広く周知、啓発を図り、徹底的な混入防止を目指すことが重要であると考えます。

以上の観点から、今回はリチウムイオン電池の処理等をテーマに、順次お伺いしていきます。

初めに、現状の処理状況についてです。リチウムイオン電池は、イヤホンやハンディファンなど多くの電化製品に使われておりますが、本体から取り外しができないものも多いようです。こうしたリチウムイオン電池を内蔵した電化製品等が伊勢原清掃工場の粗大ごみ処理施設に搬入された場合、どのように処理をしているのでしょうか。

二次質問以降は質問者席から行いますので、どうぞご回答のほうよろしくお願いいたします。

〔大塚 毅議員降壇〕

○小菅基司議長 事務局長。

○内海 元事務局長 大塚議員の御質問にお答えいたします。

御質問は、伊勢原清掃工場におけるリチウムイオン電池の処理についてでございます。強い衝撃が加わると発火のおそれがあるリチウムイオン電池については、秦野、伊勢原両市が環境資源センター、または環境美化センターのほか、家電量販店などのリサイクル協力店へ持ち込むよう市民へ呼びかけております。しかしながら、リチウムイオン電池を取り外しできない構造の電化製品は、内蔵された状態のまま通常の不燃、粗大ごみと同様に、伊勢原清掃工場の粗大ごみ処理施設へ搬入されます。加えて、不十分な分別により、リチウムイオン電池自体が混入することもあります。こうした電化製品や電池は、破碎機に投入する前の工程において、手作業で取り除いているものの、工場内では安全に処理することが困難です。そのため、発火防止を目的とした絶縁処理を施してから専門事業者へ処理を依頼することになりますが、引き渡し先は電池本体に印字されているリサイクルマークの有無などによって異なります。国内では、資源有効利用促進法に基づき、リチウムイオン電池をはじめとした小型充電式電池やその使用機器の製造事業者等に電池の回収、資源化が義務づけられています。こうした企業が共同でリサイクル活動を推進するため、一般社団法人 J B R C を設立しており、同法人の会員企業が製造した電池には原則リサイクルマークが表示されています。このマークを確認できるリチウムイオン電池等は、J B R C が無償で回収していることから、伊勢原清掃工場でも絶縁処理済みの電池が一定量たまった段階で処理を依頼しています。

一方、海外製造のものに多く見られるリサイクルマークの表示がない電池は、J B R C による回収の対象外となります。処理方法は各自治体によって異なりますが、本組合は千葉県に所在する民間事業者へ有償で処理委託しています。

また、膨張や破損した状態のリチウムイオン電池は特に危険性が高いため、リサイクルマークの有無にかかわらず、J B R C による回収が行われていません。数少ない民間の処理事業者も、処理経費や搬出品目などの受入条件が厳しく、契約には至っていない状況です。現状では、工場内に保管せざるを得ないことから、最適な搬出先の確保に向けた検討を進めております。

以上でございます。

○小菅基司議長 大塚毅議員。

○1番大塚 毅議員 御答弁ありがとうございました。リチウムイオン電池の状態に応じて適切な処理をされていると理解しました。しかし、膨張や変形した危険性が高いものについては、現在のところ保管したままの状態であるとのことで、処理施設側の事情があることは理解しますが、引き続き受入先の確保に向けた調査をお願いいたします。

そして、冒頭でも申し上げましたとおり、リチウムイオン電池に関する対策において最も重要なことは、市民等への周知啓発による混入防止であると考えております。内蔵された電化製品もあり、完全なる分別は困難かもしれませんが、危険性を十分に御理解いただいた上で、適切な持込み先などを案内していくことが重要です。

そこで、本日、お手元に秦野市の資源とごみの分別カレンダーと、伊勢原市のごみの収集カレンダー及び分別ガイドをお配りしておりますので、こちらを御覧いただければと思います。こちらは広く市民に配布されておまして、ごみの種別に応じた毎週の収集日や分別方法などが記載されております。皆さんもちろん御覧になったことはあると思いますけれども、言わばごみの処理について最も市民の目に留まるものだと思います。具体的に言いますと、このカレンダーを冷蔵庫に貼ったりして、今日は何のごみかなとか、どんな分別かなと常日頃から見ると思います。こちら秦野市の分別カレンダーのほうでは、裏面中ほどの下段辺り、蛍光灯などのところに小さくリチウムイオン電池の表記がある状況です。伊勢原市のほうでは、正直言いますと、リチウムイオン電池の言葉の表記もない状況であります。こうした配布物こそリチウムイオン電池の危険性や回収方法を分かりやすく示しておくべきと考えますが、両市とも現状の記載内容では効果的とは言い難いと感じます。そのため、処理行政の担い手として、両市と本組合がそれぞれの立場から知恵を出し合い、より伝わりやすい周知啓発の手段などを検討していくべきと考えます

以上の観点からお伺いしますが、現在、リチウムイオン電池に関する課題等を解決するため、両市と本組合ではどのような協議の場を設けているのでしょうか。そして、これまでの協議内容もあれば含めて御答弁をお願いいたします。

○小菅基司議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

御質問は、リチウムイオン電池の回収方法や市民への周知等に関する両市との協議についてでございます。まず、両市及び本組合における協議の場については、ごみ処理や葬斎業務に係る重要課題等を検討する組織として、三者の部長及び課長級職員による秦野市・伊勢原市・秦野市伊勢原市環境衛生組合ごみ処理及び葬斎事務連絡協議会、通称三者協議会と呼んでおりますが、こういった協議会を設置しております。この下部組織として、課長級職員による幹事会、そして担当者による研究会が存在し、課題の内容に応じて実務に直接関わる三者の職員を集め、協働して調査研究を行っております。

こうした三者協議会においては、本組合から両市に対し、リチウムイオン電池が原因と考えられる発火事案の報告や分別徹底に向けた周知のお願い、神奈川県内における処理状況等の調査結果を説明し、意見を交換してきました。

また、5年ごとに見直しを行う両市のごみ処理基本計画及び三者のごみ処理広域化実施計画に係る調整の場として、同じく三者の部長及び課長級職員によるごみ処理基本計画策定等相互調整会議を設置しております。この下部組織として、課長及び課長代理級の職員による検討部会が存在し、担当者も交えて協議を行っています。本年度は、令和8年度末に予定する計画の改定を見据え、三者それぞれの視点から検討事項等を整理した結果、リチウムイオン電池についても早期に解決すべき課題の一つに上がりました。背景としては、本年4月に環境省から通知されたリチウムイオン電池の適正処理に関する方針と対策の存在があります。この通知に従い、市町村は、家庭から排出される全てのリチウムイオン電池等を回収し、適正処理が可能な事業者へ引き渡す体制の構築が求められています。そのためには、市民に対し、分別、回収の方法をより分かりやすい形で示す必要があることから、効果的な周知啓発の仕組みや拠点回収の在り方などについて、先進事例を参考にしつつ、三者で研究しているものでございます。

以上でございます。

○小菅基司議長 大塚毅議員。

○1番大塚 毅議員 御答弁ありがとうございます。ただいま御説明いただきましたように、環境省から発出された通知によりますと、市町村は家庭から出される全てのリチウムイオン電池を適切に回収するよう求められている状況であります。その対応に困難を伴うことは容易に想像できますので、両市と本組合による連携した取組の重要性がさらに増しているものと思います。隣接した秦野、伊勢原市域で協働してごみ処理を行う、この状況を武器にさせていただいて、効果的な施策を立案していくべきだと考えております。私としましては、その橋渡し役として、本組合が重要な役割を持つと認識しております。プロパー職員のほか、両市からの派遣職員が共に働いている貴重な職場環境であるからこそ、2つの市を強固に結びつける力を発揮できると期待しております。もちろん、リチウムイオン電池の回収や市民への周知といった施策は、基本的に両市が担っていることは承知しております。しかしながら、ただいま申し上げましたように、この2つの市を強固に結びつけるという立場から、リチウムイオン電池の適正処理に向け、組合がぜひリーダーシップを執っていただいて、両市へ積極的な働きかけを行ってほしいと考えます。見解をお伺いいたします。

○小菅基司議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

御質問は、リチウムイオン電池の適正処理に向け、本組合が積極的に両市に働きかけることに対する見解についてでございます。近年、全国のごみ処理施設でリチウムイオン電池を原因とする火災が頻繁に発生していると報じられております。神奈川県内でも本年9月に藤沢市のリサイクルプラザで

大規模な火災が起きたことから、伊勢原清掃工場で同市からの不燃ごみを一時的に受け入れております。藤沢市の施設は現在も稼働を停止しており、その復旧には約10億円もの工事費を要する見込みとのことでございます。

このように、リチウムイオン電池は、適正な分別と回収が行われなければごみ処理施設における脅威になり得ると言え、両市のみならず、安定的なごみ処理を責務とする本組合においても重要な課題の一つであります。本組合は、中間処理以降を担う立場である以上、市民等への情報を発信する手段は限られますが、これまでもホームページでの注意喚起を行っており、本年度からは、はだのクリーンセンターの見学会で映像を交えて危険性を訴えかける取組を始めました。今後もこうした取組を継続しつつ、リチウムイオン電池の適正処理に向けた有効な施策の研究を進めてまいります。その成果につきましては、先ほど御説明した協議会の場などを通じまして両市へ積極的に提案し、三者による連携の下に必要な改善を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小菅基司議長 大塚毅議員。

○1番大塚 毅議員 ありがとうございます。ここから要望とさせていただきます。

本組合としても積極的にリチウムイオン電池に関する取組を検討していくとのことなので、期待をしております。

改めて申し上げますが、リチウムイオン電池による火災等の事故を防止するためには、何よりも市民に分かりやすい形で危険性や回収方法を伝えていくことが重要です。そのためには、両市と本組合が目的を共有し、三者連携の下に取り組んでいくことが不可欠と言えます。先ほどお伺いした協議の場はもとより、日々の情報共有を欠かさないようにお願いいたします。

また、組合独自の取組として、はだのクリーンセンターの施設見学で映像を流してリチウムイオン電池の危険性を訴えている御説明がありました。私も先日、施設に訪れて拝見させていただきました。視覚的な訴え方は非常に効果的であると感じました。

そして、はだのクリーンセンターには、両市内の小学生が校外学習で訪れていると伺っております。こうした取組を通して、次世代を担う子供たちの意識醸成にもより力を入れていただきたいと思えます。

最後になりますが、近々、両市のごみ処理基本計画及びごみ処理広域化実施計画の改定がされる予定とのことでしたので、これらの計画の改定に当たり、リチウムイオン電池の適正処理、そして本組合が管理するごみ処理施設の安定的な運営に向けた有意義な検討がなされることを要望して、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○小菅基司議長 以上で大塚毅議員の一般質問を終わります。

越水崇史議員。

〔越水崇史議員登壇〕

○7番越水崇史議員 伊勢原市選出の越水崇史です。ただいま小菅議長から発言の許可をいただきましたので、事前の通告に従い、一般質問をいたします。

本組合では、現在、可燃ごみの焼却処理をはだのクリーンセンター1施設で行っています。令和5年度までは、伊勢原清掃工場の90t/日焼却施設が稼働していたことから、万が一いずれかの施設に突発的な故障等が発生したとしても、バックアップできる体制が築かれておりました。しかしながら、1施設となった今日においては、焼却炉が長期にわたり稼働を停止する事態に陥った場合、自区内での対応が難しく、近隣自治体や民間事業者の力に頼らざるを得ないことが想像できます。当然その対応には多くの経費を要し、遠隔地へ可燃ごみを運搬することに伴う様々な混乱が予想されます。そのため、はだのクリーンセンターの安定稼働に向け、徹底的な予防保全はもとより、技術革新等を踏まえた改良を適宜施していく重要性はより高まっている状況であると言えます。

こうした中、去る10月28日から29日にかけて本組合議会により、栃木県小山市の民間資源化施設と併せて宮城県仙台市が運営する可燃ごみ焼却施設、具体的には仙台市松森工場を視察してまいりました。この松森工場は、平成17年から稼働しているため、老朽化に伴う大規模な改修工事を現在進めており、来年1月に完成が予定されています。今回の視察では、その稼働状況を実地で確認するとともに、技術者の方から施設の安定稼働に向けた有意義な取組を御教示いただくことができました。その中で印象的だった取組の一つとして、ボイラー設備の改良に関することが挙げられます。松森工場では、はだのクリーンセンターと同様、焼却処理に伴い発生する熱エネルギーを活用した発電が行われており、焼却炉の主要設備としてボイラーが存在します。現在進められている改修工事においては、ボイラーの内部に付着した焼却灰を除去するスートブロウと呼ばれる装置の一部に改良を加えるとの説明を受けました。一般的なスートブロウは蒸気を利用して除去を行うようですが、近年の技術革新により生まれた圧力波による新しい方式とのことで、部分的に導入されたと伺っています。この点、私としてもホームページ等で公開されている資料を拝見したところ、従来方式に比べ効率的な除去が可能になるだけでなく、配管内の劣化も防ぎ、ボイラーの耐久性向上につながるようです。本組合としても、こうした新しい技術の導入を検討した上で、効果的な維持管理による安定的な稼働を目指すべきと考えます。

そこでお伺いしますが、ただいま申し上げたスートブロウによる焼却灰の除去について、はだのクリーンセンターではどのような仕組みで行われているのでしょうか。新方式との比較といった観点を含め、説明をお願いします。

以上を壇上からとし、二次質問については質問者席から行いますので、どうぞよろしく申し上げます。

〔越水崇史議員降壇〕

○小菅基司議長 事務局長。

○内海 元事務局長 越水議員の御質問にお答えいたします。

御質問は、ボイラー設備に付着した焼却灰のスートブロワによる除去についてでございます。はだのクリーンセンターでは、仙台市の松森工場と同様、焼却炉にボイラー設備を兼ね備えています。焼却処理に伴い発生する排ガスの熱エネルギーで水の温度を上げて蒸気を作り、その蒸気でタービン発電機を回して電力を生み出します。そのため、蒸気配管の外側には排ガス中に含まれる飛灰が付着しています。蒸気配管が飛灰で覆われた状態のままでは排ガスの熱が十分に伝わらず、結果的に蒸気の発生量が少なくなりますので、発電に影響を及ぼします。こうした事態を防ぐため、ボイラー内に設置している飛灰の除去装置がスートブロワであり、はだのクリーンセンターでは最も一般的な蒸気式を採用しています。その仕組みについては、ボイラーで発生した蒸気を配管に直接噴射することで、付着した飛灰を取り除きます。一方、仙台市の松森工場で採用されている圧力波式は、メタンと酸素の混合ガスを燃焼して圧力波を放出し、配管に微細な振動を起こして除去する仕組みとなっています。従来の蒸気式に比べ、効果的な除去が可能となるほか、配管の劣化を防ぐことができると言われております。

このように、様々なメリットがあるとされているものの、現時点では全国的に普及が進んでおらず、仙台市の松森工場でも導入から日が浅いため、効果を十分に検証できていない状況と伺っております。本組合といたしましては、こうした技術革新の状況や他施設の先進事例などを注視しつつ、安定稼働に効果的な手法等を研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小菅基司議長 越水崇史議員。

○7番越水崇史議員 御答弁ありがとうございました。新方式によるスートブロワの効果も含め、積極的に他自治体の取組や日々進歩する技術の情報収集も行い、改良の余地がないか研究していただきたいと思っております。

さて、冒頭も申し上げました視察先の松森工場に関連して再度伺います。今回、施設の安定稼働という観点から質問しておりますが、その上では、近年社会問題となっております大塚議員からも質問がありましたリチウムイオン電池など、搬入不適物の混入を防ぐという取組も重要になります。そのため、本組合においては、適正分別の徹底などを目的に、可燃ごみの内容物を職員が定期的に検査していると伺いました。この展開検査は松森工場でも行われておりますが、本組合とは異なり、専用の検査機が設置されているとのことでした。展開検査機の導入を通してより効果的な検査が行われれば、危険物のほか、資源物の混入を防ぐことができ、ひいてはごみの減量にもつながっていくと考えます。そこで、展開検査機の仕組みと、この装置を導入することに対する考え方について伺います。

○小菅基司議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

まず、仙台市の松森工場で導入されている展開検査機の仕組みについて説明いたします。こちらは、プラットホームのごみ投入扉前に設置したベルトコンベヤー型の装置に収集車から直接ごみを降ろし、

その内容物を目視で検査するというものであります。検査後のごみは、コンベヤーを稼働させることで、そのままごみピットに投入することができます。

一方、両市及び本組合が実施している展開検査は、プラットホームに広げたブルーシートにごみを降ろし、目視による検査後はフォークリフトでごみピットに投入しています。そのため、展開検査機を用いたほうが作業後の片づけに要する時間を短縮できると考えられます。

また、こうした展開検査機の導入に対する考え方については、数千万円の規模の初期投資を要することに加え、肝腎の検査自体は目視で行う必要がありますので、費用対効果の面から厳しいものと認識しております。本組合としては、引き続き現状の方法による定期的な展開検査を行い、両市とともに適正分別の徹底に向けた効果的な施策を検討したいと考えております。

以上でございます。

○小菅基司議長 越水崇史議員。

○7番越水崇史議員 御答弁ありがとうございました。大変よく分かりました。安全はもとより、費用対効果のことを考えなければいけません。展開検査機の導入に当たっては、そういった検証が必要であると十分理解できます。一方で、展開検査は、先ほど申し上げたとおり、施設の安定稼働、そしてごみの減量といった様々な意義を持つ重要な取組とも言えます。今後も定期的な検査を続けていく中で、その結果を両市とともに分析し、改善に向けた効果的な指導方法を、伊勢原市、秦野市、二市組合の三者で確立していただきますようお願いいたします。

さて、先ほど確認したボイラー設備に関連して再度お伺いします。ボイラーは、焼却炉の主要設備として、一次質問で触れましたスートブロワのほかにも、数多くの機器により構成されていると思われます。こうした様々な機器設備の現況を的確に把握し、必要な修繕整備を重ねていかなければ、突発的な故障等の発生リスクを抑えることができません。施設全体に共通することではありますが、言わば日頃の点検と計画的な補修の積み重ねが肝要と言えます。

そこで、ボイラー設備について、予防保全の観点から、どのような点検や修繕、整備が行われているのでしょうか、御答弁をお願いします。

○小菅基司議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

御質問は、ボイラー設備の点検や修繕整備についてでございます。まず、日常的な点検としては、長期包括運營業務の受託者が中央制御室で稼働状況を常に監視しているほか、毎日現場を巡回して設備の状況を直接確認しています。また、焼却炉の稼働停止を伴う年2回の定期修繕時期には、ボイラーの内部を点検した上で、劣化が生じている箇所等の修繕を実施しており、その完成検査は本組合の技術職員が行っております。こうした自主的な点検や整備に加え、ボイラー整備は電気事業法に基づく安全管理審査制度にのっとり2年ごとの法令検査が行われます。この検査で国の登録審査機関による良好な評定を得られなければ稼働を続けることができません。そのため、経済産業省令で定めら

れた技術基準を満たした上で、安定的な稼働を継続できるよう、毎年度、計画的な修繕整備を重ねております。

以上でございます。

○小菅基司議長 越水崇史議員。

○7番越水崇史議員 御答弁ありがとうございました。今後も運営事業者と本組合の連携の下に、適正な維持保全を継続していただきますようお願いいたします。

さて、最後にお伺いしますが、はだのクリーンセンターは、平成25年1月の稼働開始から既に10年以上が経過しています。この間、適切な修繕整備により施設の性能を維持されてきたと思いますが、通常の修繕ではどうしても回復できない経年劣化への対応を考える必要があります。そのため、松森工場と同様、大規模な改修や機能向上を検討していくべきと考えますが、本組合ではどのように取組を進めていかれるのかお伺いします。

○小菅基司議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

御質問は、はだのクリーンセンターの大規模な改修や機能向上を図るための取組についてでございます。本年、10月の第3回定例会における議員連絡会で御報告しましたとおり、現在、はだのクリーンセンターの次期長期包括運営業務委託と基幹的設備改良工事の発注に向け、コンサルタント事業者の支援を受けつつ、事業内容等を検討しております。本年度は、年度末までの完成を目指し、主要設備の更新や改良に関わる計画の策定を進めておりますので、組合議員の皆様には改めて説明する機会を設けたいと考えております。また、来年度以降は、発注仕様書等の契約関連書類を策定した上で事業者の選定手続を行い、令和10年度から工事に着手できるよう計画的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○小菅基司議長 越水崇史議員。

○7番越水崇史議員 御答弁ありがとうございました。はだのクリーンセンターの基幹的設備改良工事に向け、計画的に取組を進められているとの答弁でした。視察で訪れた松森工場では、現在進めている改修工事の中で、二酸化炭素の削減といった観点からも効果的な改良が加わることでした。本組合におきましても、施設機能の向上や回復はもとより、環境負荷の軽減といった面から必要な対策を講じていただきたいと思います。こうした大規模な工事を行うのは初めてのことになると思いますので、安全性を最優先に考えつつ、国や県からの財政支援を最大限活用し、経済性も考慮した内容になるよう検討をお願いします。

また、今回は、主に機器設備に関して伺いましたが、安定稼働に向けてはごみの減量を進めていくことが不可欠と考えます。そのためには、展開検査のほか、適正分別の徹底や資源化の推進を通じた効果的な減量施策を展開していく必要があります。こうした取組を他自治体の事例なども参考に、両市と協働で研究していただくことを要望して、一般質問を終わります。大変ありがとうございました。

○小菅基司議長 以上で越水崇史議員の一般質問を終わります。

これで「一般質問」を終わります。

○小菅基司議長 以上で、この定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで令和7年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第4回定例会を閉会いたします。

午前11時10分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

秦野市伊勢原市環境衛生組合議会

議 長 小 菅 基 司

会議録署名議員 小 山 田 良 弘

会議録署名議員 横 山 むらさき